

非破壊試験技術者の不正行為に対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

当協会認証事業本部が認証した非破壊試験技術者が、検査及び検査報告における不正行為に関与していたことが明らかとなりました。

この不正行為は、現在までに培ってきた認証制度及び非破壊試験技術者の社会的信用を失墜させる重大な不正行為です。

本件については、明らかとなった事実に基づき 2016 年 1 月 21 日の認証運営委員会でこの不正行為を行った者に対する審決が確定しました。

2016 年 1 月 28 日付の審決通知書（本文）を次に示します。

< 検査員（レベル 2 資格保持者） >

1. 審決主文

- (1) 当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を、審決日をもって取消す。
- (2) 違反事実及び処分内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

立会い検査の際に超音波探傷器に溶接不良が表示されないよう探触子を操作した行為及び抜き取り検査が適正でないことを認識していたにも関わらず検査報告書を作成した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

< 検査責任者（レベル 3 資格保持者） >

1. 審決主文

- (1) 不正行為が再発した場合、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消すことを警告する。
- (2) 違反事実及び処分内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

レベル 3 資格保持者として手順書又は指示書等を確認せずに検査報告書を承認した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。